

議会評価意見書 17

事業名	6-2-3 生活保護受給者就労支援事業	
議会評価	3	改善・効率化し継続
<p>【評価説明】</p> <p>就労するための相談支援や情報提供等をケースワーカーとハローワークとの連携を図りながら行うことは必要ではあるが、実態として、最低保障賃金が生活保護受給金額を下回るということの是正を急ぎ取り組まなければ、就労意欲すらわいてこない現状に陥りかねない。このことについては、生活保護制度の見直し及び最低保障賃金の改善を国に要求していくべきである。</p> <p>また、市独自の就労支援対策も講ずるべきであると考えます。例えば、過去に国の施策ではあるが、失業対策事業があったように、道路修繕や清掃など比較的簡易な作業を支援事業として取り組んでいくべきである。</p>		